

意見募集要領

1 意見募集対象

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）

2 意見募集の趣旨・目的・背景

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定めるとともに、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに、基本計画を変更するものとされています。

現行の基本計画は、平成 26 年度から 5 年間に講ずる具体的施策を取りまとめたものですが、「統計改革の基本方針」（平成 28 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定）において基本計画の前倒し改定が求められていることから、当該方針を踏まえ、法第 4 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき統計委員会に意見を求め、平成 29 年 12 月に同委員会から答申を受けたところです。

この度、同委員会の答申を踏まえ、平成 30 年度を始期とする『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更（案）を作成したため、広く国民の皆様から意見を募集するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-Gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見

提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により御提出ください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： s-kentou_atmark_soumu.go.jp

総務省政策統括官（統計基準担当）付基本計画策定PT室 宛

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより御提出ください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1

総務省政策統括官（統計基準担当）付基本計画策定PT室 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5273-1181

総務省政策統括官（統計基準担当）付基本計画策定PT室 宛

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 30 年 1 月 11 日（木）から平成 30 年 2 月 9 日（金）まで（必着）

※郵送の場合も同日必着とさせていただきます。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付して下さい。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更（案）のページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省政策統括官（統計基準担当）付基本計画策定 P T 室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号及び電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱いませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、統計委員会^(注)に報告させていただくことがあります。
(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更」については、法第 4 条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により統計委員会の意見を聴くこととされています。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省政策統括官（統計基準担当）

担 当：基本計画策定 P T 室

電 話：03-5273-1018

F A X：03-5273-1181

電子メールアドレス：s-kentou_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付
基本計画策定PT室 宛

郵便番号

（ふりがな）

住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（法人又は団体名等）（注1）

電話番号

電子メールアドレス

「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の変更（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見